

平成25年行政事業レビューシート

(復興庁)

事業名	危機対応円滑化業務(復興関連事業) (危機対応円滑化業務出資金)		担当部局庁	復興庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	事業開始:平成24年度 終了(予定):未定		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏		
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	復興施策の推進 東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号) 第11条第2項及び第3項		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	株式会社日本政策投資銀行等の指定金融機関が危機対応業務(内外の金融秩序の混乱や、大規模な災害等に対処するために必要な資金の貸付け等)を実施するにあたり、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)が、指定金融機関に対する信用供与を行うことにより、危機発生時における円滑な資金供給を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	主務大臣が指定金融機関による危機対応業務の必要性を認定した場合に、公庫が指定金融機関に対し、以下の信用供与を行う。 ①必要な資金の貸付け ②指定金融機関の貸付金が弁済されない場合における非弁済額の一部補填(損害担保) ③指定金融機関の貸付金利を引き下げるための利子補給金の交付 【東日本大震災中堅・大企業向け危機対応業務の実績(平成24年4月～平成25年3月)】 ○貸付額:5,886億円(178件) (参考)上記のうち、損害担保契約が付されているものは、71億円(53件)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算		-	16,000	-	-	
		繰越し等		17,190	-	-	-	
		計		17,190	16,000	-	-	
	執行額		17,190	16,000				
	執行率(%)		100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	危機対応円滑化業務は、危機発生時において事業者に対し円滑な資金供給を図ることを内容とした業務であるため、予め成果目標を設定することに馴染まない。			成果実績	-	9,857	5,886	※
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	危機対応円滑化業務は、危機発生時において事業者に対し円滑な資金供給を図ることを内容とした業務であるため、予め活動指標を設定することに馴染まない。			活動実績 (当初見込み)	-	541	178	-
単位当たりコスト	89.8百万円/件			算出根拠	予算額÷貸付件数で算出			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	危機対応円滑化業務出資金	-	-					
	計	-	-					

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	直接的又は間接的に今般の被害を受けた事業者について、信用リスクの上昇等を背景に、一般の金融機関による貸付け等だけでは資金需要を的確に満たす形での資金供給がなされていない場合が懸念されるが、当該業務は、そのような局面において、公庫が指定金融機関を通じた資金供給を行うためのものである。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	上記事業を実施するうえで、公庫(危機対応円滑化業務)の財務基盤強化のために必要な出資金を措置している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<ul style="list-style-type: none"> 公庫が行う危機対応円滑化業務の財務基盤強化のために必要な出資金であり、24年度予算額全額16,000百万円が公庫に支出されている。 貸付額、損害担保の付保及び利子補給金の支給の実績については、国は公庫より毎月報告を受け、業況を把握している。 今後については、国は被災企業等の資金ニーズを踏まえつつ、公庫が当該事業を継続して実施する場合には公庫に対し必要な財政措置を講じる必要がある。 				
外部有識者の所見					
-					
行政事業レビュー推進チームの所見					
-					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-					
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年		平成23年		平成24年
					021

復興庁
16,000百万円

〔 (財務省へ移替え) 〕

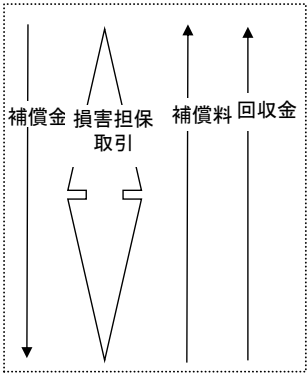
財務省

出資金(24年度)

〔 日本政策金融公庫の
危機対応円滑化業務
の財務基盤強化に必
要な資金を出資。 〕

A. 株式会社日本政策金融公庫
(危機対応円滑化業務)

〔 指定金融機関に対し、
危機対応業務の原
資となる資金の貸付
けや損害担保等を行
う業務 〕



〔 損害担保取引
指定金融機関の
貸付金が弁済され
ない場合に、非弁
済額の一部を補て
ん 〕

資金の貸付け
(公庫の調達金利)

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

〔 利子補給金
指定金融機関の貸
出金利を引き下げ 〕

指定金融機関
(政策投資銀行、商工中金)
(危機対応業務)

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

民間金融機関

資金の貸付け

中堅企業・大企業

資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を行っている
かについて補足
する)(単位:百万
円)

保証

資金の貸付け

低利資金の貸付け
(設備投資等資金)

資金の貸付け

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
出資金	危機対応円滑化業務出資金	16,000			
計		16,000	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

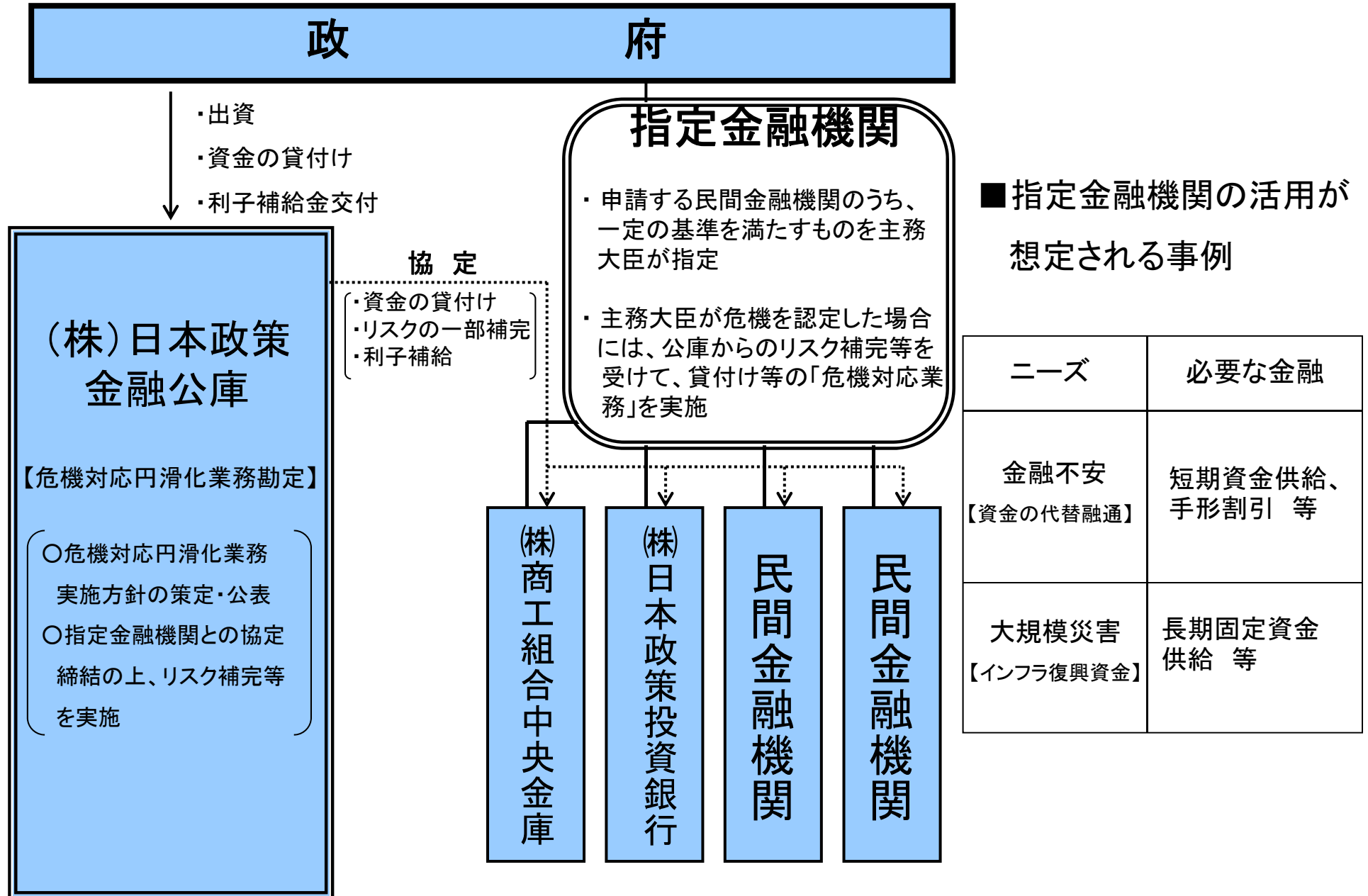
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社日本政策金融公庫	我が国の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能等を担っている。	16,000	—	—

危機対応業務の概要

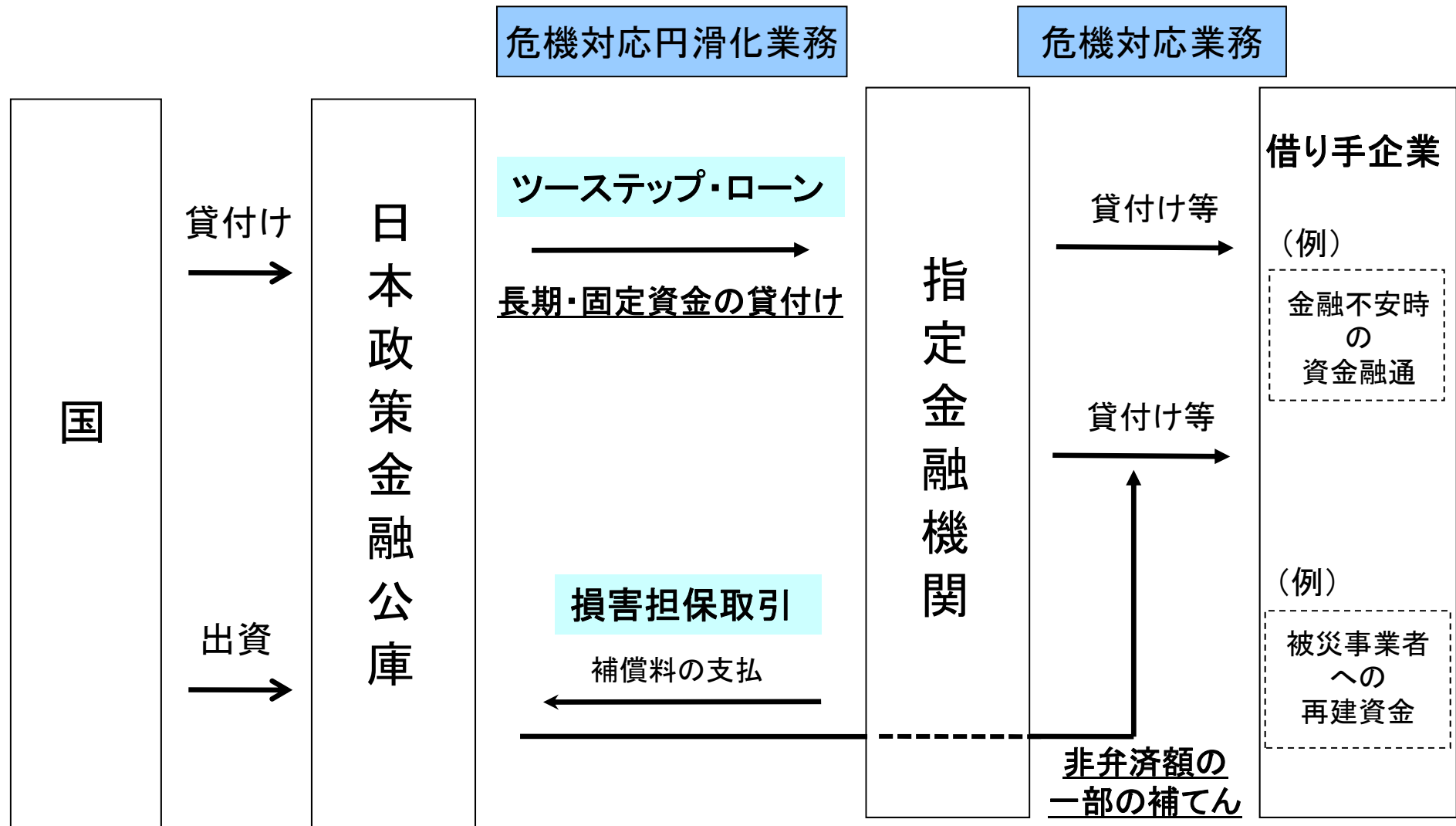
内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等に対応するため、主務大臣(財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣)による危機認定がなされた場合に、「指定金融機関」が日本政策金融公庫からの信用供与を受け、事業者に対する必要な資金の貸付け等(危機対応業務)を行うもの。

- ※ 日本政策金融公庫からの信用供与
- 財政融資資金による長期・固定資金の貸付け
 - 損害担保取引(非弁済額の一部の補てん)
 - 利子補給

指定金融機関を活用した危機対応体制



危機対応業務スキームについて



利子補給金の支給

主務大臣が必要と認めた場合に、トーステップ・ローン又は損害担保取引を実施する貸付け等について支給する。(指定金融機関は、その分貸出金利を引下げる。)